

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社湘南悠遊俱楽部と称する。

(目 的)

第2条 当会社は主として次の各号の事業を営むことを目的とする。

1. 保育所の運営。
2. 幼児向けカルチャーセンターの経営。
3. 幼児向けカルチャーセンターの管理、運営の請負。
4. 人材の募集に関する情報提供サービス。
5. 人材の育成のための教育事業。
6. 一般労働者派遣事業。
7. 給食、仕出し料理の調理、配達、販売。
8. 高齢者および身体障害者に対する介護業務およびその支援。
9. 介護、育児用品の企画、開発、製作、仕入れ、販売。
10. 建物および各種附属設備の保守管理、清掃・警備の請負。
11. 冠婚葬祭に関する業務。
12. 損害保険代理業。
13. 生命保険代理業。
14. 介護、育児、保育に関する教育、資格取得に関する業務。
15. 老人ホームの経営およびそのコンサルタント業務。
16. 不動産コンサルタント業。
17. 上記に関する一切の事項。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を神奈川県茅ヶ崎市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、神奈川新聞に掲載してする。

第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当会社の発行する株式の総数は、800 株とする。

(端株株式の取扱い)

第6条 当会社は、1 株に満たない端株については、端株として端株原簿に記載しない。

(記名株式および株券の種類)

第7条 当会社の発行する株式は、すべて記名式とし、その株券は 1 株券、10 株券および 100 株券の 3 種類とする。ただし、必要のある場合は上記 3 種類ほか、その他の株数を表示した株券を発行することができる。

(株式取扱規定)

第8条 当会社の株式の名義書換その他株式に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか取締役会の定める「株式取扱規定」による。

(譲渡制限)

第9条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿の閉鎖)

第10条 当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載事項を停止する。ただし、必要がある場合はあらかじめ公告して隨時株主名簿の記載の変更を停止することができる。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 定時株主総会は、営業年度末日の翌日から2ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

2 株主総会は、法令で別段の定めのある場合を除き取締役会の決議により代表取締役が招集し、かつ議長となる。

ただし、代表取締役に事故あるときは、取締役会で予め定めた順序により、他の取締役が招集する。

3 株主総会は、本店所在地または隣接地において開催する。

(議決権の代理行使)

第12条 株主または、その法定代理人は当会社の株主を代理人として議決権を行使することができる。

(決議方法)

第13条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き出席株主の議決権の過半数をもって決する。

(議事録)

第14条 株主総会の議事は、その過半数の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席取締役および監査役が記名捺印するものとする。

第4章 取締役、取締役会および監査役

(定員および選任)

第15条 当会社の取締役は10名以内、監査役は3名以内とし、株主総会において選任する。ただし、取締役および監査役の選任については発行済み株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(代表取締役および役付取締役)

第16条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠もしくは増員により選任された役員の任期は現任者の残存期間とする。

2 増員または補欠によって選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。

3 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

第 17 条 取締役は、その決議により代表取締役 1 名を定める。

その他、必要により専務取締役、常務取締役若干名をおくことができる。

(招 集)

第 18 条 取締役会は、代表取締役が招集する。ただし、代表取締役に事故あるときは取締役会で予め定めた順序により他の取締役が招集する。

2 前項の招集は取締役および監査役に対し会日より 3 日前に通知を発する。

ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

(議 長)

第 19 条 取締役会の議長は、代表取締役とする。ただし、代表取締役に事故あるときは前条第 1 項に準ずる。

(決 議)

第 20 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもっておこなう。

(取締役会の決議の省略)

第 21 条 当会社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第 22 条 取締役会の議事は、その過半数の要領および結果を議事録に記載し、出席取締役および監査役が記名捺印する。

第 5 章 計 算

(営業年度)

第 23 条 当会社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(配当金の支払)

第 24 条 当会社の利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載された株主または登録質権者に支払う。

ただし、支払い開始の日から 3 年以内に受領しないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

(最初の営業年度)

第 25 条 当会社の第 1 期の営業年度は、当会社設立の日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。